

### 今月のきたもと「四季の恵み」マルシェ！（農業ふれあいセンター）

- 桜国屋（☎ 544-5321）10：00～17：00（水曜定休）  
北本産のおいしいイチゴ、トマト、キュウリあります！  
ぜひお買い求めください！！
- さんた亭（☎ 580-6883）11：00～14：30（水曜定休）  
今月の店長おすすめは『つけとろそば』！とろろで免疫力アップ！！
- 情報発信館（☎ 578-4255）10：00～16：00
- & green CAFE 10：00～16：00（水曜定休）  
カフェメニューの他にも、お土産にぴったりな北本や周辺地域の商品を取り揃えています。今月はベジファーム北本のジャムやジュースがおすすめです。



☎産業観光課農政担当（☎ 594-5532）

### 北本市観光協会からのお知らせ



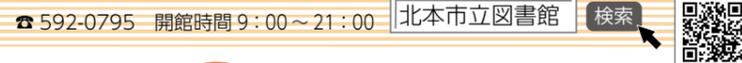
- グリコピア・イースト北本市民デー  
時 6月9日（日）9：30～  
対 市内在住、在勤の人 費 無料  
定 60人（子どもも1人として計算。定員超過の場合は抽選）  
申 往復はがきに代表者・住所・電話番号・参加者氏名・年齢・駐車場使用台数を記入し5月9日（木・消印有効）までに観光協会へ。  
他 詳細は観光協会へ。

- きたもと森林セラピースタンダードツアー  
観光協会では、きたもと森林セラピーツアーを気軽に楽しんでいただく、スタンダードツアーを毎月第1水曜日、第3日曜日に開催しています。  
時間も半日程度のツアーとなっていますので、ぜひお気軽にお問い合わせください。  
※ツアーの詳細は『きたもと森林セラピー WEB サイト』をご覧ください。



北本市観光協会  
TEL 364-0035 西高尾 1-249  
TEL 591-1473 FAX 577-3475  
メール info@machikan.com  
HP http://www.machikan.com

### 中央図書館だより



今月の特集1  
地図を見ながらぶらぶら…  
地名の謎や由来、地形の不思議、土地の今昔などに注目した、ちょっと変わった旅の楽しみ方をおすすめ！

そのほかの特集  
『どこ行く？旅気分を読む』  
『体を動かして健康に』  
『お金持ちになりたい!!』、『夢』

北本市立電子図書館の特集

『タカラジェンヌの世界』ほか

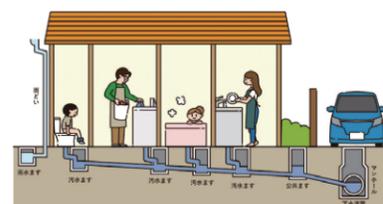


埼玉スリバチの達人  
埼玉スリバチ学会 / 監修（昭文社）  
埼玉県内のスリバチ（谷戸地形）18エリアを取り上げ、地形の凸凹を表現した現代地図と古地図と、散策の見どころを写真で紹介。凸凹歩きで、知られざる埼玉の魅力を見つけられます。

- わくわく工作教室  
りんりんふうりん・モザイク de コースターを作ります。  
☎ 6月2日（日）14：00～16：00  
☎小学生まで 費 無料 申 不要
- 図書館歴史講座  
「日本の近代化に貢献した渋沢栄一とその家族たち」  
☎ 6月9日（日）14：00～15：30 ☎今井博昭さん（作家）  
☎定員一般50人 費 無料 申 5月9日（木）10：00～

### お知らせ

#### 6月から 下水道使用料の改定



広報きたもと令和6年2月号でお知らせしたとおり、6月から下水道使用料を改定します。使用者の皆さんにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。詳細は、市ホームページをご覧ください。

☎建設課下水道業務担当（☎ 594-5555）



#### 空き店舗等を新たに活用する事業者を補助



市内の空き店舗等の活用を促進し、まちの賑わいを創出するため、駅周辺中心市街地エリアで新たに創業する事業者に対し、経費の一部を補助します。

補助金額 最大50万円  
（対象経費の2分の1以内の額）  
申請条件等は市ホームページをご覧ください。

☎産業観光課商工労政・観光担当（☎ 594-5530）



#### 車いすでデマンドバスを利用する人へ

デマンドバスの車いす仕様車は、普通車（シエンタ）タイプのため、下記の事項にご留意ください。

- ・電動ではないので、乗り降りを行う介助者の同乗が必要になります。
- ・ご予約は電話受付のみとなります。必ず予約時に「車いす乗車である」ことを伝えてください。
- ・予約センター☎ 048-592-0033
- ・車いすの乗車可能な高さ（車いすのタイヤから頭上まで）の目安は1300mm以下、幅の目安は630mm以下となります。



#### 5月は赤十字運動月間、孤独・孤立対策強化月間

①赤十字運動月間  
日本赤十字社は皆さんからの活動資金で災害救護活動、医療事業等を展開しています。今年もご協力をお願いします。

②孤独・孤立対策強化月間  
孤独・孤立とは人生のあらゆる場面で誰にでも起こりえます。孤独・孤立への理解・意識や機運を社会全体で高めていき、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりに取り組みましょう。

- ☎共生福祉課  
①地域福祉・監査担当（☎ 594-5534）  
②地域共生担当（☎ 594-5517）

#### 北本市パートナーシップ宣誓制度の拡充



令和2年11月に施行された「北本市パートナーシップ宣誓制度」について、令和6年4月に一部改正を行いました。

- ①自治体間連携協定の締結  
県内62の自治体で連携協定を締結しました。これにより、パートナーシップ宣誓者が北本市へ転入または市外へ転出する際に、継続利用の手続きが簡素化されます。
- ②ファミリーシップの導入  
パートナーシップ宣誓者とファミリーシップにある人の氏名を、宣誓証明書等に記載することができます。
- ☎詳細は市ホームページをご覧ください。  
☎人材推進課（☎ 594-5506）



#### 施設の休館日 5月8日～6月7日

- 5月27日（月）
- ・文化センター ・中央図書館
- ・地区公民館 ・勤労福祉センター
- ・コミュニティセンター
- ・学習センター ・体育センター
- ・健康増進センター
- ・総合公園 ・子供公園
- ・サンアメニティ北本キャンプフィールド

### 所得超過で児童手当等を受給していない人へ

扶養親族等の人数	所得制限限度額	所得上限限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人	774万円	1,010万円
5人	812万円	1,048万円

養育者の所得が左表の「所得上限限度額」以上の場合、児童手当等は支給されません。

所得超過のため児童手当等が支給されていない人の所得が「所得上限限度額」を下回り、支給対象となった場合は改めて手続きが必要です。該当する人は子育て支援課（公務員の場合は自身の職場）へ申請してください。児童手当等の支給開始月は原則、申請月の翌月からとなります。

☎所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円が支給されます。  
☎子育て支援課子育て支援担当（☎ 594-5537）

